

## 青少年保護関連規制・条例に関する TCA 見解

## 1. はじめに(本見解をこの時期に提示することの趣旨)

- ・ 2009年4月の青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律(以下、「青少年インターネット環境整備法」)施行以来、関係者の継続的な取り組みにより、青少年がインターネットを安心・安全に利用できる環境づくりは順調に進展してきました。携帯電話・PHS事業者(以下、「事業者」)しても、フィルタリングサービスの普及促進やリテラシー向上に向けた取り組みを積極的に行ってきました。
- ・ 昨今のスマートフォンの普及に伴い、無線 LAN やアプリを通じたインターネット接続に関する懸念の声がかかりますが、事業者はこのようなスマートフォン特有のインターネット接続環境についても、安心・安全な利用環境づくりに向けた積極的な取り組みを継続しています。
- ・ その一方、各自治体においては、特にスマートフォンの普及に伴う先に挙げた影響を懸念した条例の制定や改正の検討が相次いでおり、内容としては事業者に対して義務を新たに規定するものが多く見られる傾向にあります。
- ・ スマートフォンの普及に伴う環境変化に対応し、事業者として新たな取り組みを進めるのは当然の責務と考えておりますが、それを条例という形で自治体において事業者に新たな義務を設けることの意味はやはり重く、各自治体におかれましては、条例化の検討にあたり慎重にご対応いただきたいと考えております。もともと青少年インターネット環境整備法においては、関係者毎に果たすべき役割がそれぞれ定められており、法の趣旨を満たすためには事業者のみの努力では不十分で、関係者がそれぞれできることを少しずつ行うことが必要です。
- ・ このような環境の下、事業者としての自主的な取り組みをあらためてご紹介するとともに、事業者としての見解をここに提示いたします。各自治体におかれましては、事業者の活動・立場・見解にご理解を賜れば幸いです。その上で、青少年インターネット環境整備法の基本理念どおり、「民間における自主的かつ主体的な取り組みが大きな役割を担い、国及び地方公共団体はこれを尊重する」ことで、官民間問わず関係者の取り組み・連携の強化を通じて安心・安全な利用環境づくりが一層進むことを切に願います。

## 2. 自治体への要望

## (1) 青少年インターネット環境整備法の基本理念の尊重

- ・ 青少年インターネット環境整備法の基本理念は、インターネットを適切に活用する能力(以下、「リテラシー」)の習得、青少年有害情報閲覧防止、及び民間における自主的かつ主体的な取り組みが大きな役割を担い、国及び地方公共団体はこれを尊重する(以下、「民間主導」)ことである旨が定められていま

す。

- ・ すなわち、フィルタリングの普及促進をはじめとする青少年有害情報閲覧防止に向けた取り組みは、基本理念の一部に過ぎず、これのみに重きを置いた施策は基本理念と異なり著しくバランスを欠くものであり、並行してリテラシー向上に向けた取り組みを推進することが必要です。
- ・ また、あくまで民間主導であることが求められていることから、各自治体におかれましては事業者の自主的な取り組みを第一に尊重いただきたくお願いします。

## (2) 事業者の自主的な取り組み内容の正しいご理解、及び各自治体における問題点の明確化

- ・ 青少年インターネット環境整備法では、関係者(国及び地方公共団体、保護者、携帯電話インターネット接続役員提供事業者、インターネット接続役員提供事業者、端末製造事業者、フィルタリングソフトウェア開発事業者、特定サーバー管理者)それぞれに果たすべき義務が課されており、安心・安全な利用環境づくりのためには関係者それぞれができることを着実に進めることが必要です。
- ・ 事業者におけるフィルタリング普及促進の取り組みについて、事業者としてはその必要性に地域差はないと考えることから、事業者は全国一律にてできる限りの対応を行っています。
- ・ 各自治体において、フィルタリング普及促進を中心に各地域の状況に応じた特別な取り組みについて検討する際には、まずは各自治体における関係者の取り組み状況を確認の上、安心・安全なインターネット利用環境づくりに不足している点や必要なことがどのようなことかを明確にさせていただきたくお願いします。

## (3) 事業者とのコミュニケーション

- ・ 事業者の自主的な取り組みをご理解頂いたうえで各自治体の個々の状況をご確認された結果として、青少年インターネット環境整備法の基本理念を達するために事業者の取り組みが不足しているとのご見解に至り、条例化・条例改正の検討に着手される際には、事業者にとってどのような点が不十分なのか、また各自治体における状況等を、可能限り前広にご教示いただきたく、ご連絡をお願いします。

# 3. 法令・条例に関する現在の状況および事業者の対応状況・見解

## (1) 青少年インターネット環境整備法に関する現状および事業者の対応状況・見解

- ・ 青少年インターネット環境整備法上、携帯電話インターネット接続役員に関する規定(第17条)と比べて、無線LAN経由を含む一般的なインターネット接続役員に関する規定(第18条)の義務規定が弱いことから、無線LANを経由してのインターネット接続におけるフィルタリングに関する懸念の声があがっていることは事業者としても認識しています。
- ・ 事業者は安心してスマートフォンを利用してもらうために、法令の趣旨を踏まえ、自主的な取組みで第18条部分(無線LANのフィルタリング等)についても対応しており、具体的にはスマートフォンの契約時

に、無線 LAN 経由でのインターネット接続に関する注意点と必要な対策について既に店頭で説明を行っています。

- ・ 加えて、アプリフィルタリングに関する取り組みについても、青少年インターネット環境整備法及び同法の逐条解説でその扱いについて明確化されていない中、既にアプリフィルタリングのサービス提供を開始し、店頭でアプリフィルタリング設定のサポートを行っています。
- ・ なお、上記運用に関する店舗毎の対応レベル差異については、統一的な研修の実施及び店舗毎の指導等により解消に努めています。
- ・ 事業者としては今後も商品・サービスに合わせて、法の趣旨に沿った自主的な取り組みを継続してまいります。
- ・ 以上、青少年インターネット環境整備法の基本理念に基づく取り組みとして、青少年有害情報閲覧防止に関する部分は事業者の自主的な対応が比較的進んでいるものと考えますが、リテラシーの向上については関係者による継続的な取り組みを進めつつ、リテラシー向上施策の効果検証のためのリテラシー一度合いの可視化が急務と考えます。

## (2) 条例に関する現状および事業者の対応状況・見解

### ① フィルタリング解除・非加入時に理由を付した申出書提出を義務とさせるタイプ(兵庫県等)。

- ・ 事業者は既にフィルタリング解除・非加入時には理由を付した解除申出書の提出を必要とする運用を全国にて既に実施しています。
- ・ 各事業者、自社で提供しているフィルタリングサービスの内容・特性を踏まえて、インターネットに関するリスク及び自社サービスを効率的に説明できるよう説明資料には工夫を凝らしており、非加入の場合には全国統一書式の解除申出書を提出していただくフローをすでに構築しています。
- ・ したがって、各自治体にて解除申出書において独自の書式を設定されることは、事業者として最適化したフローに変更の必要性を生じるため大きな負担となり、ひいては事業者における店頭のフィルタリング推進活動の効率が低下するおそれがあることから、避けていただきたく願います。

### ② 事業者に対して無線 LAN に関するフィルタリングの説明義務を課すタイプ(千葉県、愛知県等)。

- ・ 上述のとおり、事業者は既に無線 LAN 経由を含む一般的なインターネット接続に関しても店頭で説明を行うなど、自主的な対応を進めています。
- ・ 無線 LAN 経由でのインターネット接続については、青少年インターネット環境整備法第 18 条で別途義務が定められている中、当該責務を事業者に条例上の義務として明確化することについては、法の枠組みと異にするものです。
- ・ 事業者が無線 LAN 経由でのインターネット接続について自主的な取り組みを進めている中、法の枠組みと異にする内容にて条例化する必要性はないものと考えます。特に、フィルタリングサービスは表現の自由や通信利用の制限に関するものであり、関連法令の解釈の拡張や条例の制定には慎重であるべきと考えます。

以上